

燕市外から夫婦で燕市へ移り住んだ新婚の皆さんへ

皆さんの新生活 家賃補助制度で サポートします!!



燕市外から、**夫婦で燕市へ移り住んだ新婚の皆さん**を対象として、**賃貸住宅に**かかる家賃に対し、**最大36万円**の補助金を支給します。

1 補助金額 月額上限 **15,000円** ※会社からの住宅手当等を除いた家賃の1/2

2 補助期間 最長 **24ヵ月** ※交付決定以後、家賃の満額を支払った月から24ヵ月

手続きは4ステップ!



まずは…

住む! (アパートへの入居)

公営住宅・社宅・事業所の寮、
親族経営の賃貸住宅は対象外です。

忘れずに…

出す! (補助金の申請)

提出期限は転入から60日以内です。



補助金の交付決定期間が終了したら…

報告! (補助金の請求)

家賃納入と雇用の状況を確認します。



最後に…

もらう!! (補助金の交付)

次年度の4月末頃に交付します。

☑ 主な要件をセルフチェック!

[対象者 (新婚世帯移住者)]

- 燕市外から燕市に住民登録(転入)した、婚姻日から3年以内の夫婦である
- 婚姻日よりも後に転入している(同日可)
- 世帯員全員が、転入から過去1年以内に燕市に住民登録されていない

[雇用要件]

- 申請者となる人が(ア)か(イ)のいずれかに該当する
(ア)県内の企業等に就職し1年以上の就業が見込まれる
(イ)県内で開業した個人事業主であり、1年以上の事業運営が見込まれる

- 転勤など、人事異動等で県外に転出する見込みがない
- 世帯員全員が、国家公務員または地方公務員ではない

[居住要件]

- 燕市内の民間賃貸住宅に居住し、賃貸住宅契約を結んでいる

詳しい要件や申請方法などは、>>>
裏面をご確認ください。

■申請・問い合わせ (市役所3階13番窓口) ※「家賃補助の件」とお伝えください。

燕市企画財政部 地域振興課 交流推進係

TEL : 0256-77-8364 メール : chiiki@city.tsubame.lg.jp

燕市 家賃補助



(家賃補助金HP)

婚姻後に、市外から燕市へ移住したご夫婦を対象とした家賃補助制度です。

■補助対象要件（新婚世帯移住者）

以下のすべての要件に該当する人が、補助金の対象となります。

【申請者】

- 転入日から60日以内の申請であること
- 婚姻日から3年以内の夫婦で、市外から燕市に転入し、定住する人であること
※燕市に転入してから婚姻した場合は、補助金交付の対象になりません（同日婚姻は可能）。
- 世帯員全員が、市税（市区町村民税、固定資産税、軽自動車税）に未納がないこと

【居住要件】

- 申請者本人が賃貸住宅の契約者であり、市内の賃貸住宅に家賃を支払い居住している者であること
※公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅は、対象になりません。
- 賃貸住宅の契約期間の初日が、申請に係る住民登録日から遡って90日以内 または 申請に係る住民登録日から60日以内であること
- 世帯員全員が、申請に係る住民登録日より過去1年以内に、燕市に住民登録がされていないこと

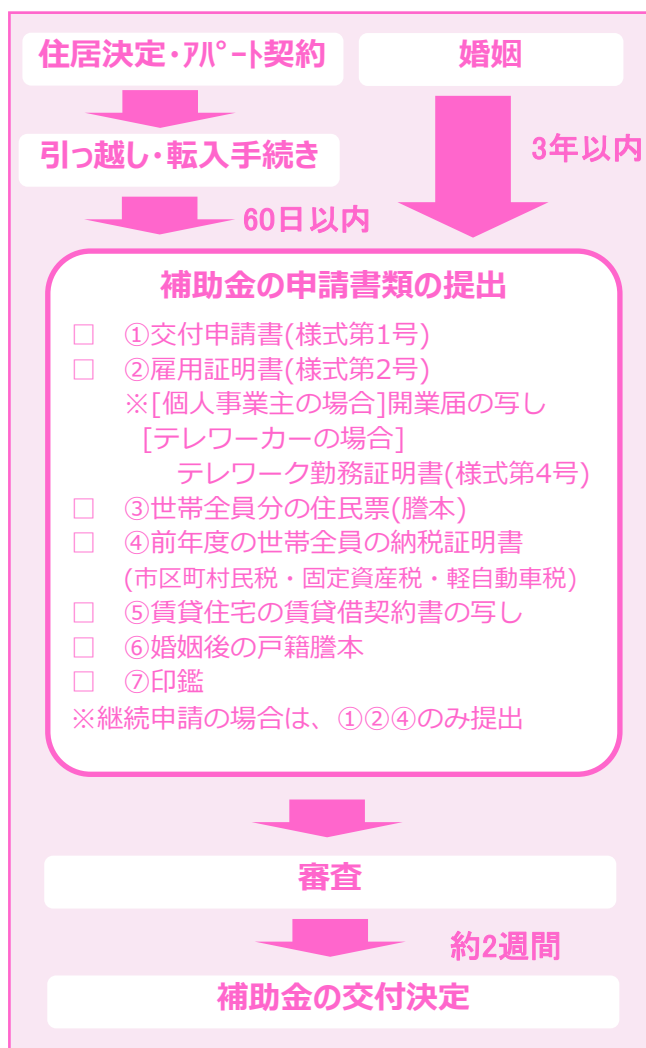
【雇用要件】

- 申請者となる人が、(ア)か(イ)のいずれかに該当すること
(ア)県内の企業等に就職し、1年以上の就業が見込まれる
(イ)県内で開業した個人事業主であり、1年以上の事業運営が見込まれる
※県内の事業所への出張、研修等による一時的な勤務場所の変更による場合は、対象になりません。
- 世帯員全員が国家公務員または地方公務員ではないこと

【その他】

- 市の移住定住に関する施策に協力できる者であること
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯でないこと
- 燕市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと
- 世帯員全員が、過去にこの補助金や他の公的制度による家賃助成を受けていないこと

■申請手続きの流れ



■請求手続きの流れ



新潟県外から燕市へ移り住んだ皆さんへ

皆さんの新生活、 家賃補助制度で サポートします!!



新潟県外から、転職などで燕市へ移り住んだ方を対象として、賃貸住宅にかかる家賃に対し、**最大36万円**の補助金を支給します。

1 補助金額 月額上限 **15,000円** ※会社からの住宅手当等を除いた家賃の1/2

2 補助期間 最長 **24ヵ月** ※交付決定以後、家賃の満額を支払った月から24ヵ月

手続きは4ステップ!



まずは…

住む! (アパートへの入居)

公営住宅・社宅・事業所の寮、
親族経営の賃貸住宅は対象外です。

忘れずに…

出す! (補助金の申請)

提出期限は転入から60日以内です。



補助金の交付決定期間が終了したら…

報告! (補助金の請求)

家賃納入と雇用の状況を確認します。



最後に…

もらう!! (補助金の交付)

次年度の4月末頃に交付します。

☑ 主な要件をセルフチェック!

[対象者 (U・Iターン者)]

- 新潟県外から燕市に住民登録(転入)した
- 世帯員全員が、転入から過去1年以内に燕市に住民登録されていない

[雇用要件]

- 申請者となる人が(ア)か(イ)のいずれかに該当する
(ア)県内の企業等に就職し1年以上の就業が見込まれる
(イ)県内で開業した個人事業主であり、1年以上の事業運営が見込まれる

- 転勤など、人事異動等で県外に転出する見込みがない
- 世帯員全員が、国家公務員または地方公務員ではない

[居住要件]

- 燕市内の民間賃貸住宅に居住し、賃貸住宅契約を結んでいる

詳しい要件や申請方法などは、>>>
裏面をご確認ください。

■申請・問い合わせ (市役所3階13番窓口) ※「家賃補助の件」とお伝えください。

燕市企画財政部 地域振興課 交流推進係

TEL : 0256-77-8364

メール : chiiki@city.tsubame.lg.jp

燕市 家賃補助



(家賃補助金HP)

県外から燕市へ移住した人を対象とした家賃補助制度です。

■ 補助対象要件（U・Iターン者）

以下のすべての要件に該当する人が、補助金の対象となります。

【申請者】

- 転入日から60日以内の申請であること
- 新潟県外から燕市に転入し、定住する人であること
- 世帯員全員が、市税（市区町村民税、固定資産税、軽自動車税）に未納がないこと

【居住要件】

- 申請者本人が賃貸住宅の契約者であり、市内の賃貸住宅に家賃を支払い居住している者であること
※公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅は、対象になりません。
- 賃貸住宅の契約期間の初日が、申請に係る住民登録日から遡って90日以内 または 申請に係る住民登録日から60日以内であること
- 世帯員全員が、申請に係る住民登録日より過去1年以内に、燕市に住民登録がされていないこと

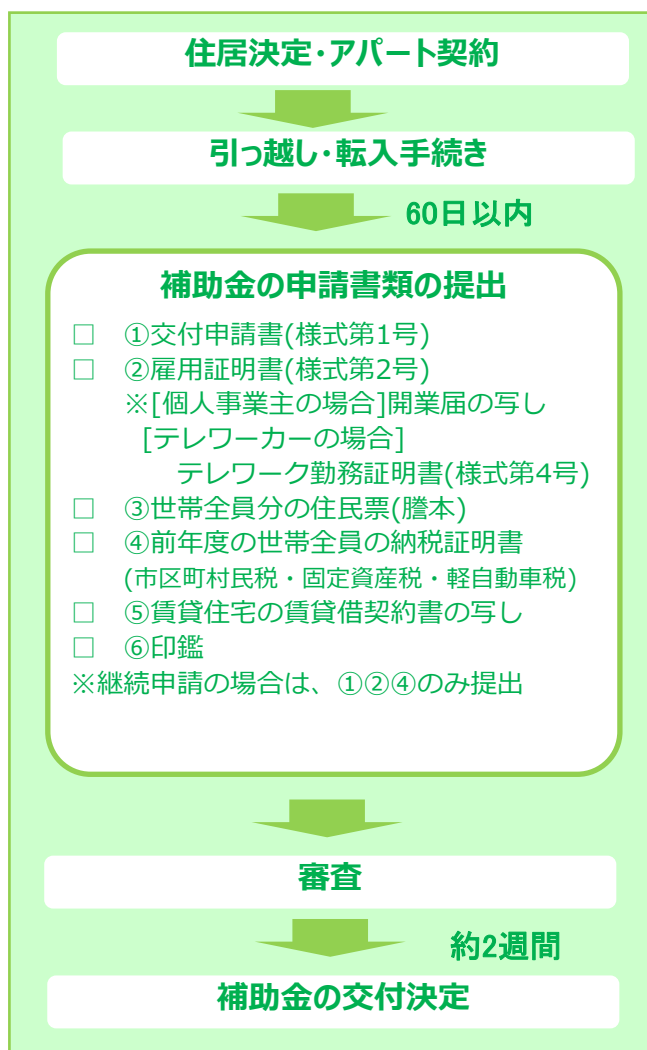
【雇用要件】

- 申請者となる人が、(ア)か(イ)のいずれかに該当すること
(ア)県内の企業等に就職し、1年以上の就業が見込まれる
(イ)県内で開業した個人事業主であり、1年以上の事業運営が見込まれる
※県内の事業所への出張、研修等による一時的な勤務場所の変更による場合は、対象になりません。
- 世帯員全員が国家公務員または地方公務員ではないこと

【その他】

- 市の移住定住に関する施策に協力できる者であること
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯でないこと
- 燕市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと
- 世帯員全員が、過去にこの補助金や他の公的制度による家賃助成を受けていないこと

■ 申請手続きの流れ



■ 請求手続きの流れ

